

(裏 面)

国民年金法(抄)

(給付の制限)

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなくて、第七十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。

二 障害基金年金の受給権者又は第七十七条第二項に規定する子が、正当な理由がなく、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

(被保険者に関する調査)

第六十六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であつた者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(受給権者に関する調査)

第七十七条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれら事項に関し受給権者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、障害基礎年金の受給権者若しくは障害等級に該当する障害の状態にあることによりその額が加算されている子又は障害等級に該当する障害の状態にあることにより遺族基礎年金の受給権を有し、若しくは遺族基礎年金が支給され、若しくはその額が加算されている子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 一 二 二 七 (略)

二十八 第六十六条第一項の規定による命令及び質問

二十九 第七十七条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による命令及び質問並びに第七十七条第二項の規定による命令及び診断

三十 三十八 (略)

二 七 (略)

◎この証は、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。

(A列7番)